

# 金融機関破綻時の 金融商品の保護について

万が一、金融機関が破綻したとき、保有している金融商品はどのようなのでしょうか。

預金者、投資者（証券会社の顧客）、保険契約者の保護という観点から、金融機関の破綻によってその払戻しが不可能となった場合には、破綻金融機関に代わって、払戻しや破綻に伴う損失の補償などを行う仕組みがあります。

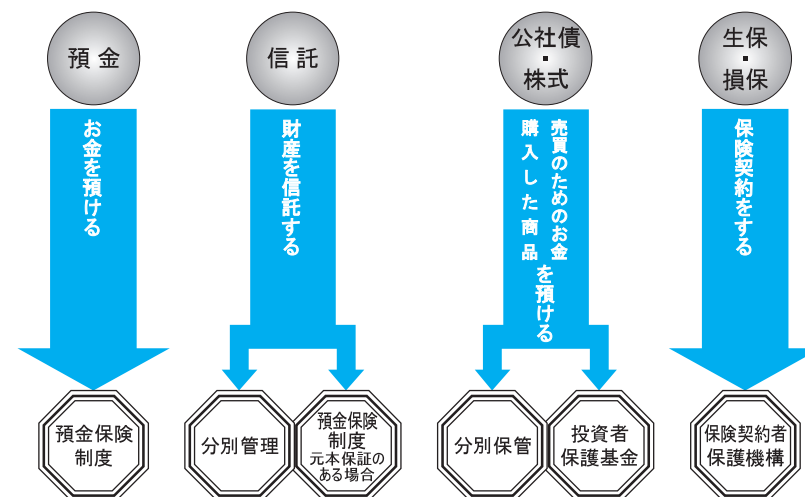
現在ある主なものとしては、**預金保険制度**、**投資者保護基金**、**保険契約者保護機構**などがあります。ただし、保護の内容（対象となる金融商品や金融機関、保護の限度額など）については、制度ごとに異なっています。

ここで重要な点は、金融商品の保護には限度額が設けられていることで、自分の選んだ金融機関が破綻した場合、自分が預けていた金額と保護の限度額の差額は直接的な負担が求められるという点にくれぐれも留意してください。最新の情報については、金融庁のほか、以下の照会先にご照会ください。

## ■主な照会先

機 関 名	ホームページアドレス等
金融庁	<a href="http://www.fsa.go.jp/">http://www.fsa.go.jp/</a>
預金保険機構	<a href="http://www.dic.go.jp/">http://www.dic.go.jp/</a>
農水産業協同組合貯金保険機構	<a href="http://www.sic.or.jp/">http://www.sic.or.jp/</a>
日本投資者保護基金	<a href="http://jipf.or.jp/">http://jipf.or.jp/</a>
生命保険契約者保護機構	<a href="http://www.seihohogo.jp/">http://www.seihohogo.jp/</a>
損害保険契約者保護機構	<a href="http://www.sonpohogo.or.jp/">http://www.sonpohogo.or.jp/</a>

## ■主な金融商品の保護の仕組みとの関係（概念図）



## 金融商品別にみた保護の内容

まず、金融商品別に、どのような保護の仕組みがあるかについてみてみましょう。

### 預金

預金を取扱う金融機関に預金をすると、**預金保険法**によって、その預金には自動的に保険が掛けられることとなります。これが預金保険という制度です。

万が一、取扱い金融機関が破綻しても、預金者は**預金保険制度**によって保護されることとなります。

### 農漁協などが取扱う貯金

農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、信用事業を行うこれらの協同組合の連合会、農林中央金庫の取扱う“貯金”などについては、これらの金融機関が加盟する**農水産業協同組合貯金保険制度**という、預金保険制度に似た機能をもつ制度によって保護されています。

## 郵便貯金

平成19年10月に日本郵政公社が民営化され、貯金はゆうちょ銀行が取扱うことになりましたので、預金保険制度の対象となりました。

ただし、19年9月末までに預けられたもののうち、定期性の郵便貯金(定額、定期、積立、住宅積立、教育積立)は、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」が引き継いでおり、政府保証が継続されています。

## 金銭信託

信託銀行などで取扱われている合同運用指定金銭信託(一般口)など、すべての信託商品は、信託法および信託業法によって金融機関自身の資産と**分別管理**することが義務づけられています。

また、信託商品には、元本補てん契約があるものと、元本補てん契約がないものと2つありますが、このうち、元本補てん契約がある信託は、預金との類似性が高いので、預金保険制度の対象金融商品として保護されています。

### 信託の元本補てん契約

信託は実績配当(信託によって生じる利益も損失も受益者に帰属する)が原則です。ただし、一部の信託については元本の損失を補てんする契約を結ぶことが、信託銀行に認められています。こうした元本保証の契約を「**元本補てん契約**」と呼んでいます。

## 有価証券(公社債、株式など)

国債、社債(転換社債<新株予約権付社債>、ワラント債を含む)といった公社債(債券)、株式、投資信託の受益証券、外債などの有価証券は、仮に販売・売上の窓口となっている証券会社などが破綻した場合でも、(その破綻証券会社などの発行する有価証券でない限り)債券保有者や株主としての権利を失うことはありません。

証券会社による保護預りの有価証券、預り金(有価証券の売買代金など)、信用取引に伴う委託保証金の代わりに差入れた有価証券などの顧客資産については、証券会社自身の資産と**分別して保管**するこ

とが義務づけられていますので、万が一、証券会社が破綻したとしても、顧客資産はそのまま返還されることになります。

なお、顧客資産の円滑な返還が困難であると認められた場合は、**投資者保護基金**によって補償されることになります。

### ◎累積投資、株式ミニ投資

累積投資、株式ミニ投資により買付けた有価証券(複数の顧客および証券会社が共有している有価証券)については、買付けた有価証券のうち、個々の顧客の持ち分がいくらあるか、証券会社が帳簿上で直ちに判別できるように管理することが義務づけられています。

### ◎投資信託

株式投資信託、公社債投資信託、MMF、ETFなどの受益証券は上記のとおり分別保管が行われますが、運用されている財産そのものは、販売窓口である証券会社や銀行などが管理しているのではなく、投資信託の運用会社(投資信託委託会社)と信託契約を結んだ信託銀行が、信託財産として信託銀行の本体資産とは別に管理(分別管理)しています。したがって、証券会社や信託銀行が破綻したとしても、顧客資産はそのまま返還されることになります。

### ◎外国為替証拠金取引(FX)やデリバティブ商品

外国為替証拠金取引(FX)の証拠金やデリバティブ商品は、FX業者や金融機関の資産とは別に信託銀行に預けて分別管理(信託保全)されることになっています。

### 組合せ商品

公社債の利息部分を別の金融商品で運用・管理する組合せ商品があります。こうした商品の保護は、その利息部分を運用する金融商品によって異なります。たとえば、国債定額貯金では、国債の利息のうち千円単位の利子が定額貯金で運用されていますので、利息部分(定額貯金)は国によって保証されることになります。

## 生命保険、損害保険

仮に、保険会社が破綻した場合、それまで保険料を払込んだ保険契約が引継がれないなどの問題に対処できるように、保険契約者は**保険契約者保護機構**という仕組みで保護されます。その場合、他の保険会社や保険契約者保護機構などに、破綻保険会社の保険契約が引継がれます。ただし、保険契約の引継ぎが行われるにあたり、責任準備金(保険会社が、将来の保険金などの支払いに備えて積立している積立金)や予定利率の引下げなど契約条件の変更が行われることがあります。

### ◎個人年金

個人年金保険は外貨建て個人年金も含めて、生命保険会社が加入する生命保険契約者保護機構による保護の対象です。万が一、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が行われますが、契約の際に示された年金額等が削減され、その結果、年金額等が払込保険料を下回ることがあります。

### ◎簡易生命保険

平成19年10月に日本郵政公社が民営化され、保険はかんぽ生命が取扱うことになりましたので、生命保険契約者保護機構の対象となりました。

ただし、平成19年9月末までに加入された簡易生命保険は「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」が引き継いでおり、政府保証が継続されています。

## 財形貯蓄

財形貯蓄は、それ自体が独立した金融商品ではなく、預金、信託、投資信託、国債、金融債、保険などの既存の金融商品を利用したものになっており、その保護については、利用される金融商品と同様となります(したがって、同じ財形貯蓄といっても、保護の内容は利用される金融商品によって異なります)。

## 金融商品保護の主な仕組み

### 預金者の保護

預金の預け先が破綻しても、預金は**預金保険制度**によって保護されます。

金融機関は、制度を運営する**預金保険機構**に保険料を払い、自らが破綻したときには、①預金者に対して保険金が支払われる(**保険金支払**といいます)、あるいは、②預金などを譲受ける救済金融機関に対して**資金援助**が行われるようになっています。①、②いずれの場合も保護の範囲は同じですが、決済や借入れなどのサービスも救済金融機関へ引継がれるよう、②の資金援助が優先されます。つまり、金融機関が破綻した場合、すぐに預金がカットされるわけではありません。

預金保護の方法には、大きく2つの方法があります。

#### 資金援助方式

健全な金融機関が預金保険機構から資金の援助を得て、営業を引継ぐ方式

#### 保険金支払方式

預金者に保険金を直接支払う方式

金融機関が破綻した場合、**資金援助方式が優先**され、**保険金支払方式はできるだけ回避**されます。

預金の引出・預入れだけでなく、自動引落しなどのサービスも、別の金融機関に引継がれます。

預金は保険金として戻ってきますが、破綻した金融機関で利用していたサービスは利用できなくなります。

●**対象金融機関** 日本国内に本店のある、以下の預金取扱い金融機関はすべて、預金保険制度への加入が義務づけられています。

- ◇銀行(日本国内に本店のあるもの)
- ◇信用金庫、信金中央金庫
- ◇信用組合、全国信用協同組合連合会
- ◇労働金庫、労働金庫連合会
- ◇商工組合中央金庫

なお預金取扱い金融機関のうち、上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行(日本国外に本店のある銀行)の在日支店は預金保険制度の加入対象外です。

◎**預金保険**

●**対象商品** 預金保険の対象となっている預金などは以下のとおりです。なお、いずれも国内にある預金などが対象で、海外支店の預金などは除きます。

■**具体的な対象預金**

預金保険の対象預金など	預金保険の対象とならない預金など
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇普通預金</li> <li>◇定期預金</li> <li>◇貯蓄預金</li> <li>◇通知預金</li> <li>◇保護預り専用の金融債</li> <li>◇元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含む)</li> <li>◇金融債(保護預り専用商品に限る)</li> <li>◇上記の預金を用いた積立・財形商品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇当座預金</li> <li>◇別段預金</li> <li>◇定期積金</li> <li>◇掛金</li> <li>◇納税準備預金</li> <li>◇外貨預金</li> <li>◇保護預り専用商品以外の金融債</li> <li>◇元本補てん契約のない金銭信託(実績配当型金銭信託&lt;ユニット型&gt;など)</li> <li>◇譲渡性預金</li> </ul>

●**保護の範囲** 無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3条件を満たす決済用預金に該当するものは全額保護となり、それ以外の預金などについては、1金融機関につき、1預金者当たり対象預金などの元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護の範囲となります。なお、担保預金となっている場合には、預金保険機構は、借入金相当額の預金については、保険金の支払いを保留することがあります。

■**保護の範囲**

	預金の種類	保護の範囲
預金保険の対象預金	当座預金、利息のつかない普通預金など <sup>※1</sup>	全額保護
	上記預金以外の預金など	合算して元本1,000万円までと破綻日までの利息等 <sup>※2</sup> を保護
預金保険の対象とならない預金	外貨預金・譲渡性預金など	保護の対象外

※1 無利息、要求払い(預金者の要求でいつでも払戻しができる)、決済サービス(引落しなどができる口座)を提供できること、という3条件を満たす預金。決済用預金という。  
 ※2 定期積金の給付補てん金なども利息と同様保護される。

**「いくつも預金を持っている」場合はどうなるか**

保護の上限は、同じ金融機関にある同一預金者の対象預金などの合計に対して適用されます。

では、「いくつも預金を持っている」場合はどうなるのでしょうか。たとえば、

- ◆**複数の金融機関に預金をしている場合**  
異なる金融機関が同時に破綻しても、それぞれ別に計算します。
- ◆**金融機関が合併などした場合**  
金融機関が合併を行ったり、事業(営業)のすべてを譲受けた場合には、その後1年間に限り、「1,000万円×合併などに関わった金融機関の数+それらの利息」が保護の対象となります。
- ◆**同じ金融機関の複数の支店に預金をしている場合**  
金融機関としては1つですから、各支店の預金を合計します。
- ◆**同じ金融機関に家族の預金がある場合**  
夫婦や親子などの家族でも、名義が異なれば別の預金者として扱われます。
- ◆**同じ金融機関に複数の立場から預金をしている場合**  
会社や団体の代表者・役員などとして名義人となっている預金は、当該会社・団体の預金として、個人名義の預金とは別に計算されます(会社や団体の預金の保護については、次のコラムを参照してください)。
- ◆**他人名義・架空名義の預金の場合**  
保護を求めることはできません。

## 会社・団体の預金の保護

会社(法人)の預金は、その会社を1預金者として保護されます。したがって、会社の支店などの名義となっている預金も、同じ会社の預金として合計され、保護の上限が適用されます。

また、マンション管理組合など複数の人が集まって作った団体は、規約などの確認によって法人と同視しうる場合(権利能力なき社団・財団としての要件を備えている場合)に、その団体が1預金者として認められます。それ以外の場合は、その団体を構成する個人の共有預金とされて、各人の他の預金と合計されることになります。

### ◎預金保険制度のその他の機能

●**仮払金の支払い** 預金保険金の支払いなどにかかりの日数を要すると見込まれる場合に備えて、必要な請求手続きをすれば、普通預金(総合口座の普通預金を含む)の残高について、1口座あたり60万円を限度に支払いを受けられる制度が用意されています。これは、預金保険制度による保護の一部をとりあえず先に行うという意味で、「**仮払い**」と呼ばれます。

●**危機的な事態に対応するための措置** 内閣総理大臣が、金融危機対応会議の議を経て、「国全体または地域において信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある」と認める場合に限り、金融機関に対する直接の資本の増強(金融機関の体力を増強させる)、資金援助の特例(救済金融機関に預金引継ぎの一定額保証を超えて資金援助を行う)、銀行などの特別危機管理(預金保険機構による全株式の取得)など、例外的な措置(預金等の全額保護)が可能となる手当てがされています。

## 決済を維持することの重要性と決済用預金

「決済なんてどうでもいい。保険金でも、引継ぎでも、預金さえ無事ならどちらでもいいじゃないか」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、でも、想像してみてください。たとえば、公共料金の支払いが滞ったために、電気やガスが止められてしまったら困ることになるでしょう。企業はもっと大変です。企業は、原材料の仕入れなどの代金支払いを、現金ではなく、手形や小切手、口座振替など金融機関を通じて決済するのが一般的です。代金の支払いができないと、企業は倒産の可能性すら出てきます。極端な話ですが、それは自分自身や自分の家族が勤めている会社かもしれないのです。

そこで、決済機能の安定性を確保するために、決済に用いられる利息のつかない預金については、全額保護されることとなりました。また、決済手続きがなされているものについては、金融機関が破綻してしまった後でも、その決済を完了させることができます。

## 投資者の保護

投資者は、株式や債券の発行会社に投資したのであり、証券会社に対して投資したわけではないのですから、証券会社が破綻しても、投資者の権利に影響はなく、証券会社に対して株式や債券の返還を求めることができます。

証券会社破綻時の投資者の保護とは、投資者が証券会社の顧客として預けた株式や債券などの有価証券やお金が確実に証券会社から返還されること、または、返還がうまくいかなかった場合の補償をすることです。そのために、**顧客資産の分別保管**と**投資者保護基金**という仕組みがあります。相場の値下がりや評価損・元利金の不払いなどを補償するものではありません。

## ■分別保管の対象と保管の方法

	具体例	分別保管の方法
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護預りの株式・債券など</li> <li>●代用有価証券<sup>(※)</sup></li> </ul>	「顧客有価証券」と証券会社自身が保有する「固有有価証券等」の保管場所を明確に区分し、かつ、顧客有価証券については、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管されます(現物がないなどの場合は、証券会社の帳簿によって、誰が何をいくら持っているかを管理しています)。
お金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有価証券の買付けに伴い預けた現金</li> <li>●受渡日を過ぎた売却代金・配当金・分配金・利子・償還金等で、証券会社に預けたまま、受取っていないものなど</li> </ul>	左記のお金などの合計額から、買付けにあたって証券会社が立替えた金額などを控除した額が、証券会社が破綻した場合に返還すべき額(「顧客分別金」といいます)として、信託銀行へ信託されます。

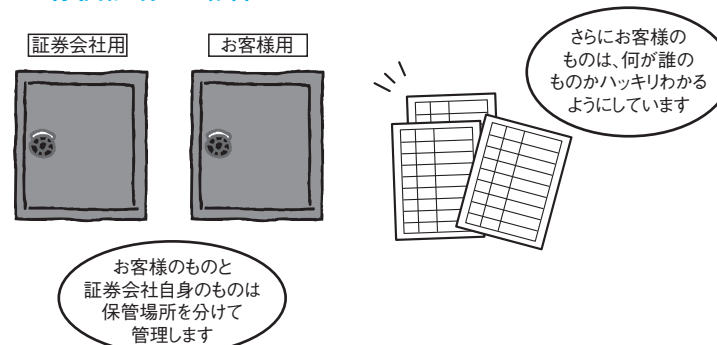
※委託保証金など、本来はお金でやりとりするものについて、同価値の有価証券をもって代えることが認められていることがあります。その有価証券のことを「代用有価証券」といいます。

## ◎顧客資産の分別保管

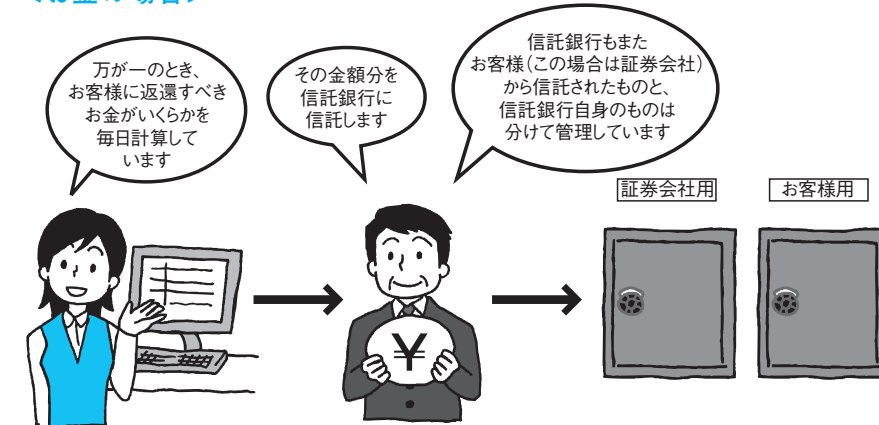
証券会社は、顧客から預かった株式や債券などの有価証券とお金を、証券会社自身が保有する有価証券やお金としっかり分けて“何が誰のものか”わかるように保管すること(これを「顧客資産の分別保管」といいます)が、義務付けられています。証券会社が分別保管を行っていれば、どの証券・お金がどの顧客のものかハッキリしているため、預かっていた有価証券やお金は確実に顧客へ返還されます。

## ■顧客資産の分別保管

### <有価証券の場合>



### <お金の場合>



## ◎投資者保護基金

万が一の事故など、何らかの事情により、顧客資産を完全には返還できない場合や返還に著しく日数を要する場合に備え、**投資者保護基金**という仕組みがあり、顧客の損失を補償します。また、損失の補償が必要ない場合でも、顧客資産が迅速に返還されるよう、破綻証券会社に対し返還のための資金融資することもできます。

●**対象証券会社** 国内で証券業を営む証券会社は、外国証券会社の在日支店も含めて、すべて投資者保護基金への加入が法律で義務づけられています。

## ◎顧客の損失の補償

●**対象商品** 下図のような株式・債券などの売買や保護預りなどに伴って、一般顧客が証券会社へ預けた有価証券・お金は「**顧客資産**」と呼ばれます。破綻した証券会社が預かっていた顧客資産のうち、円滑な返還が困難であると保護基金が認めるものが、保護基金による補償対象（**補償対象債権**）となります。

### ■補償対象債権と保護の範囲

下記の取引などに係る有価証券・お金			店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引に係るものなど
●有価証券の保護預り ●株式・債券等の売買 ●投資信託の販売など	●信用取引の委託保証金 (代用有価証券を含む)	●証券取引所における先物取引・オプション取引の委託証拠金 (代用有価証券を含む)	
保護の範囲	保護基金が 合計1,000万円まで補償		保護基金による 補償はありません

これらの顧客資産のうち、円滑な返還が困難であると保護基金が認めるもの

### =補償対象債権

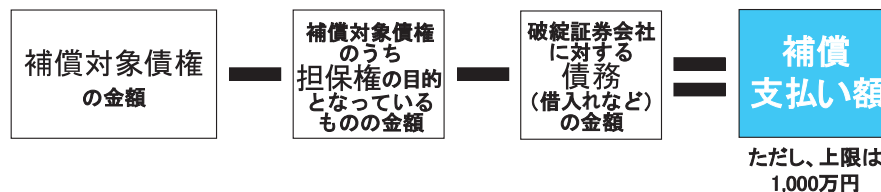
なお、円滑な返還が可能な顧客資産は、破綻証券会社から返還されます。

●**補償の範囲** 1顧客あたり1,000万円を限度として補償されます。但し①補償対象債権のうち担保権の目的として提供しているものと、②破綻証券会社に対して顧客が負っていた債務(借入れなど)が控除されます。

### <補償対象が有価証券である場合>

実際の補償対象が有価証券である場合は、原則として、補償を行う旨の公告がなされた日の最終価格(いわゆる終値)を基準とした評価額(時価)がお金で支払われることになります。

### ■補償支払いの額の計算



## 保険契約者の保護

保険契約者の保護制度として、「生命保険契約者保護機構」、「損害保険契約者保護機構」が設立されており、国内で事業を行うすべての保険会社は、原則的にこれらの保護機構への加入が法律で義務づけられています。

(注)簡保・共済・少額短期保険業者・特定保険業者、再保険契約、船主等責任契約のみの業務を営む保険会社などは保護機構の加入対象外。

「生命保険契約者保護機構」は、生命保険会社が破綻した場合、破綻した保険会社の契約を引継ぐ「救済保険会社」へ資金援助を行うほか、「救済保険会社」が現れない場合は、「承継保険会社」を設立して保険契約を承継します。これにより、従前の保険契約時との年齢、健康状態の違いから保険に加入できなくなるといったことが避けられます。また、保険契約が救済保険会社などに承継されるまでは、破綻時点の

責任準備金(将来の保険金支払いに備えた準備金)の90%まで、保険金などの支払いが保護機構によって補償されます。

「損害保険契約者保護機構」も、損害保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構と同様の仕組みで保険契約者の保護を図ります。ただし、損害保険契約の補償割合は、契約の種類によって異なり、以下の図のようになっています。また、自動車保険や契約者が個人などの火災保険など一部の損害保険は、生命保険と異なり、既往の契約とほぼ同一条件の契約を他の保険会社と締結できることが少なくありません。このため、破綻後3か月間に発生した事故の補償割合は100%としながらも、3か月経過後は80%とし、破綻後3か月以内の新たな保険契約の締結を促す仕組みになっています。

■補償対象契約と保護の範囲

保険の種類		保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金など
生命保険		責任準備金の90% <sup>*1</sup>	
損害 保 険	自賠責保険 家計地震保険	補償割合100%	
	自動車保険	破綻後3か月間は 保険金を全額支払 補償割合100%  (3か月経過後は 補償割合80%)	補償割合80%
	火災保険 <sup>*2</sup> その他損害保険 <sup>*2</sup> (賠償責任保険、動産総合保険、 海上保険、運送保険、信用保険、 労働者災害補償責任保険など)		
	保険期間1年以内の傷害保険 <sup>*3</sup> 海外旅行傷害保険 <sup>*3</sup>	補償割合90% <sup>*1</sup>	
	年金払型積立傷害保険 <sup>*3</sup> 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険	補償割合90% <sup>*1</sup>	
	その他の疾病・傷害保険 (上記以外の傷害保険、所得補償 保険、医療・介護(費用)保険など)	補償割合90% <sup>*1</sup> (積立型保険の場合 積立部分は80%)	

(注)破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合は、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることが可能。

※1 高予定利率契約(破綻時に過去5年で常に予定利率が基準利率<現在は3%>を超えていた契約)の補償割合は以下の式により算出され90%を下回る。なお、保険金が運用実績に連動する変額保険などの生命保険契約は、特定勘定の100%の補償となる。高予定利率契約の補償割合=90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

※2 「火災保険」、「その他の損害保険」については、保険契約者が個人など(個人、小規模法人、マンション管理組合)である場合に限られる。ただし、個人など以外の者であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分は、補償の対象。

※3 契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られるなどの条件がある。



## 金融商品保護と自己責任

実は、このような預金者、投資者の保護においては、従来は特例として保護の限度額を設けず、全額が保護されてきました。しかし、これまでみてきたとおり、現在は、必ずしも全額が保護されません。どうしてでしょうか。

全額を保護するには、非常に多くの資金が必要です。その資金は、金融機関とその顧客が多くを負担しているほか、国民全体の負担である公的資金が使われてきました。金融機関とは縁のない人(顧客以外の人)も、金融機関の顧客を助けているということになります。

一方で、全額保護をあてにして、顧客を集めるために実現不可能な高利回りや低料金のサービスを提示する金融機関や、その金融機関が無理していることを知りつつ資金を運用する顧客が現れる(これらの状況を「モラルハザード」といいます)という指摘もあります。労力をかけて健全な金融機関を選んだ顧客や金融機関と縁のない国民が悪質な金融機関や顧客まで助ける必要はないはずです。

金融商品の保護に限度額が設けられるということは、自分の選んだ金融機関の破綻に対して、自分が預けていた金額と保護の限度額の差額という直接的な負担が求められるということです。現在は、自分の選択の結果に責任を持つ、すなわち「自己責任」の時代なのです。

### 知るぽると ひとくちメモ③

知るぽるとでは、中立・公正な立場から金融情報の提供、金融経済学習の支援を行っており、各種パンフレットの作成、提供をしています。

具体的には、この「金融商品なんでも百科」のほか、「暮らしと金融なんでもデータ」、「家計の金融行動に関する世論調査」、「大人のためのお金と生活の知恵」、「家計夢ノート」といった生活に役立つもの、「おこづかいさろく」や、教材およびその指導書など金融教育、金銭教育に役立つもの、など便利な資料が盛りだくさんです。詳しくは、(<http://www.shiruporuto.jp/about/siryu/book/index.html>)をご覧ください。

